

「東日本大震災から 10 年 ボランティア、被災地からのビデオレター」

応募に関する FAQ

◇ 応募資格について

Q1 ボランティア経験者であれば、海外在住者も応募はできますか。

A1 東日本大震災に際し、被災地でボランティアの経験をされている方であれば、どなたでも応募可能です。

Q2 ボランティア経験者であれば、プロの動画クリエイター、コピーライターでも応募ができますか。

A2 東日本大震災に際し、被災地でボランティアの経験をされている方であれば、どなたでも応募可能です。

Q3 既に公開しているメッセージでも応募できますか。

A3 他のコンテストにおいて過去に受賞・入賞された作品でなければ応募可能です。

Q4 応募単位は、個人だけでなく、ペア、グループ、法人（団体）単位でもできますか。

A4 ペア、グループ、法人（団体）単位でも応募可能です。

Q5 被災 3 県に在住していましたが、被災後、他県に転居しました。この場合もビデオレターの応募は可能ですか。

A5 被災地からのビデオレターに応募可能です。

Q6 ひとり、または 1 グループ等で複数作品の応募はできますか。

A6 応募作品は 1 つの部門につき 1 つとさせていただきます。ただし、応募者がボランティア経験者で、かつ被災後、他県に転居された場合は、それぞれの部門に 1 つずつ応募することが可能です。

Q7 直接の被災者ではありませんが、東日本大震災発災後に被災 3 県に移住してきました。この場合、ビデオレターの応募はできますか。

A7 被災地からのビデオレターに応募可能です。

◇ 応募作品（ビデオレター）について

Q1 特定の個人、組織等あての作品でも良いですか。

A1 個人情報保護の観点から、特定の個人、組織等が分かるような作品は避けてください。

Q2 被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）以外（例：茨城県）への作品でも良いですか。

A2 応募作品は、被災 3 県あてとしてください。

Q3 日本語以外の作品でも応募できますか。

A3 日本語以外での作品でも応募は可能ですが、内容を確認するため、日本語の字幕を付けてください。

Q4 YouTube にアップロードする際に登録する概要（説明書き）に制限はありますか。

A4 公序良俗に反するものや特定の個人、団体を指すようなもの、政治活動、宗教活動を惹起するような表現となっているもの等、募集要綱に反するようなものは避けてください。

Q5 風景に音声メッセージだけの作品やアニメーションによる作品でも応募は可能ですか。

A5 可能ですが、募集テーマ（ボランティア、被災地からのビデオレター）の趣旨に沿った作品としてください。

なお、応募作品にもよりますが、内容によっては YouTube 公式チャンネルに掲載しないこともございますので、あらかじめ御留意ください。

◇ 動画ファイル、サムネイルファイルについて

Q1 ビデオレターにタイトル画面を表示する時間を 1 秒程度入れたいと思いますが、この時間も募集要綱にいう「15 秒以内」に含まれますか。

A1 含まれます。タイトル画面やエンディングロール等の表示時間も含め、15 秒以内に収めてください。

Q2 応募要綱にはファイルの拡張子を指定していますが、それ以外のファイル形式で応募することが可能ですか。

A2 大変申し訳ございませんが、認められません。

事務局では、復興庁 YouTube 公式チャンネルへの登録前に著作権・肖像権の侵害や公序良俗に反するものがないか等、内容等の確認を行います。指定外の拡張子で応募された場合、それができなくなる可能性があります。ことから、敢えて拡張子を指定させていただいております。

なお、募集要綱で規定されたファイルサイズや拡張子以外のファイルを送付された場合は、当然ながら復興庁 YouTube 公式チャンネルへの掲載は認められませんので御留意ください。

◇ 応募方法について

Q1 YouTube のアカウントを持っていないので、動画データを直接、事務局へ郵送することはできますか。

A1 専用の共有ストレージに動画を格納いただくようお願いいたします。

大変申し訳ございませんが、動画データを直接送付されても、セキュリティ上の観点から、対応はいたしかねます。

Q2 共有ストレージへのアップロード方法がマニュアルを見ても分からないので、直接事務局にメールで動画データを送付することはできますか。

A2 大変申し訳ございませんが、セキュリティ上、動画データを直接メールで送付するのはお控えください。

なお、共有ストレージへのアップロード方法が分からない場合は、タイトルを「問：東日本大震災 10 年ビデオレター」とし、事務局あてにメールでお問い合わせください。

Q3 動画データを共有ストレージに登録後、許可を受けていない他人がそのまま映り込んでいることが分かりました。

このままだと個人情報保護に抵触しかねないので、登録を取り消し、再度登録したいのですが、募集要綱には再登録はできないとなっております。この場合はどうすればよいでしょうか。

A3 一旦、タイトルを「問：東日本大震災 10 年ビデオレター」とし、事務局あてにメールでお問い合わせください。その際、応募作品のどの部分が個人情報保護に抵触するかを具体的に御教示ください。事務局で内容を確認し、問題があれば、改めて再送の御依頼をさせていただきます。

なお、応募作品の再送は原則認められないところですが、この場合は例外として認められます。

Q4 共有ストレージには、何回動画データを登録できるのでしょうか。

A4 応募作品の再送を原則認めていないため、登録は 1 回のみとなります。そのため、登録の際にデータの添付漏れが無いよう、十分留意をお願いします。

◇ 応募作品の確認方法について

Q1 応募要綱では、復興庁公式 YouTube チャンネルに掲載する前に「応募作品基準等」や「注意事項」に沿って、事務局が確認を行うとのことですが、どのような方が確認するのでしょうか。

A1 大変申し訳ございませんが、確認者の氏名等については、一切非公表とさせていただきます。

Q2 応募作品が復興庁公式 YouTube チャンネルに掲載されなかった場合は、どの部分が対象外となったのか教えてもらえるのでしょうか。

A2 大変申し訳ございませんが、どの部分が対象外となったかについては、応募者へ通知はいたしません。

なお、応募要綱にあるとおり、そもそも掲載の可否について応募者に通知することはございませんので御留意ください。

Q3 応募作品の確認については、何かしら基準があるのでしょうか。

A3 募集要綱の「応募作品基準等」や「注意事項」に該当しないかを複数の確認者が確認することで対応しています。

◇ 事務局への問い合わせ方法について

Q1 事務局へ質問したいと考えておりますが、電話での問い合わせは可能でしょうか。

A1 担当者が不在であることや問い合わせ内容を記録・保管する観点からメールでの問い合わせのみに限定しておりますので御承知ください。

(以 上)